

### 「第3章 市政運営」の評価

- \* 「第3章 市政運営」の事前評価につきまして、「評価・検討シート」のご提出をいただき、誠にありがとうございました。
- \* いただいたご意見は、下線、網掛けなどを含めて、原則として原文のまま掲載をさせていただきました。
- \* なお、条文ごとに「これまでの取り組みやそれを踏まえた今後に向けての市としての考え方など」を記述し、「参考」の欄には、いただいたご意見に対する鍛冶先生のコメント、条例案の策定時に議論された内容、市に対するご意見についての事務局の考え方などを記述いたしました。

#### （第3章全体を通してのご意見）

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>（市長公約）等市長及び市の執行機関の守るべきことについて</p> <p>1. 条文には謳われてあっても、時の市長・市の執行機関が条文の精神と趣旨への認識が欠如していれば、罰則が無い中においては、残念な結果が生じてきているのが実情だと感じている。特に現市長の公約等についてはそれが言える。</p> <p>2. 条文の謳い方については（財政運営）の他は現行で良いと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、市政運営は、常に自治基本条例の精神を踏まえたものでなければなりません。市長も市の執行機関も、また、その職員も、常にそのことを念頭に置き、自らを律していかなければならないと考えます。</p>	
<p>3章全般（ありません）</p> <p>このような事前問いかけは、焦点がずれたり、文言の修正案などに移行して、討議の核心からずれる。</p> <p>市の執行機関についての記述である。多くの条例に直面している執行機関の実務者が、実際に執行してどうであったのか。</p> <p>問題点があれば、始めに内容を提示する。</p> <p>それについての討議が先決。その他のデスクプランは、ランクを下げる。</p> <p>実務の経験から得た課題を取り上げ、優先順位1位で討議を行う。</p>	<p>第3回討議会でも、「市としての意見を出すべき」とのご意見があり、今回は、条文ごとに「これまでの取り組みやそれを踏まえた今後に向けての市としての考え方など」を記述しました。</p> <p>なお、条例が施行されて3年余りが経過しましたが、これまで十分な取り組みがなされてきたとは言い難いというのが現状です。</p> <p>このため、市といたしましては、まず条例を踏まえた取り組みをしっかりと行うことが重要であり、法令的に瑕疵がある部分や、考え方が明らかに現状にそぐわない部分などがなければ、今回は、あえて条文を改正する必要はないものと考えています。</p>	
<p>本章は市の執行機関のあり方、進め方などについて規定されているが、実際はどうか検証・検討する制度がないのではないか。</p> <p>市民による行政評価制度とも関係してくると思うが、1年ごとに検証する仕組みが必要ではないか。</p>	<p>言うまでもなく「地方自治体」は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する「二元代表制」をとっており、「執行機関」と「議会」は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。</p> <p>「議会」には、その重要な機能として、「地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能」と「執行機関を監視・評価する機能」の二つがあります。</p> <p>「市の執行機関のあり方、進め方などについて、検証・検討する制度がないのではないか」とのご意見ですが、その機能を担う最たるものは「市民の代表である議会」なのではないでしょうか。</p> <p>そうであるとするならば、「1年ごと」ではなく、「執行機関」は「議会」によって「常に」監視・評価されていることになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>	

	<p>(鍛冶先生からのコメントを以下に掲載します。)</p> <p>上記でも記されているように、執行機関の執行内容を監視・検証するのは、第一義的には議会の役割です。基本条例で要請されていることが実施されているかどうかを検証するのは、市議会の大きな役割の一つです。そして、執行機関および議会が、本来の役割を担ったかどうか、を選挙の際に判断することで、市民が監視するという構図になっています。</p> <p>議会以外に、執行機関の行政を監視するには、独立した執行機関をおく場合もありますが、自治体では監査委員が行政権をもっている以外、川崎市の市民オンブズマン制度などあまり例がありませんし、業務も苦情処理が少なくありません。行政権をもっていない事例としては、学識経験者や市民による審議会(市長の諮問委員会)が設置して協議するという自治体はあります。また、議会や執行機関の外に、市民が監視活動をしている例はあります。</p> <p>弁護士などで構成される各地の市民オンブズマンや市民団体や大学と市民が協力して、検証活動をしている例は数多くあります。討議会のメンバーがこうした活動を始めるということもあって良いと思います。</p>	
<p>公開、説明 → 意見(参加) → 検討、反映状況 → 検討結果の説明、返答</p> <p>○公開、説明・・・「コミュニティテレビこもろ」を見ることができない地域もある 新聞を取っていない家もある ネットをしていない家もある 「情報を届ける工夫」が必要では</p> <p>○意見・・・「公募による市民参加」(21条)は 公募人数は適当か? 公募の仕方は適切か? 「市民が意見を述べる機会」(25条)は “パブリックコメント”という制度が今の小諸市の現状にあった方法なのか? ※一つの方法にこだわることなく、大事なのは「市民の意見」を聞く姿勢。</p> <p>○検討、反映 検討結果の説明、返答・・・意見を聞いたら、検討した経過と結果を、公開して伝えていく工夫を</p> <p>協働でまちづくりをしていくためには、情報が必要 情報公開から、結果の説明・返答までの流れを確かなものになりたい 「透明性」「公平性」「公開性」の確保 まちづくりは「市民主体」ではなかったか</p>	<p>ご意見のように、協働でまちづくりを進めていくためには、必要な情報を共有し合うことが必要であり、非常に重要です。</p> <p>そのためには、情報の「送り手側(市)」の都合ではなく、「受け手側(市民)」の立場に立った「情報提供」に努めることが必要であり、それが、ご意見にある「情報を届ける工夫」だと考えます。</p> <p>また、「公募による市民の人数や公募の方法」「市民が意見を述べる機会としてのパブリックコメント」の妥当性などについては、第28条(参加と協働の推進)の「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備」を行う際に検討したいと考えています。</p> <p>「大事なのは『市民の意見』を聞く姿勢」であること、意見を聞いたら検討経過等を公開して伝えていくことなどについても、ご意見のとおりであり、真摯に受け止めさせていただきます。</p>	

<ul style="list-style-type: none"><li>・条例そのものの認識が少ない状態のなか、頭を悩ませて文言を多少変えてみても何も変わらない気がします。</li><li>・読んで理解できる人は少ないと思うので、見てわかる条例も必要</li><li>・条例によって私たちの生活が、これまで以上に安心、安全、そして市民ひとりひとりが、心豊かに暮らしていく事ができる事を大きく取り上げ、広める事が重要</li></ul>	<p>条例が施行されて3年余りが経過しましたが、これまで十分な取組みがなされてきたとは言い難いというのが現状です。</p> <p>今重要なのは、まず条例を踏まえた取組みをしっかりと行うことであり、まさにご意見のとおり「文言を多少変えてみても何も変わらない気がします」ということだと思います。</p> <p>また、この自治基本条例を広く市民に浸透させるための取組みも十分になされてきませんでした。「分かりやすく」するための工夫をしながら、そうした取組みを進めていかなければならないと痛感しています。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

（市長の公約）

第17条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>平成20年4月の市長選挙における「マニフェスト」は、「第8次基本計画」に反映させ、達成状況を「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表してきました。</p> <p>平成24年4月の市長選挙における「公約」は、「第9次基本計画」及びそれに基づく「実施計画」に反映させ、他の「政策」「施策」「事業」と同様、第18条第3項の規定に基づき、年1回、「成果説明書」により公表します。</p> <p>このほか、公約が具体的な事業等として実現した都度、「広報こもろ」や市公式ホームページ等により公表します。</p> <p>条文についての改正意見はなく、この規定のとおり、今後も取り組んでいきます。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>第3章は、まさに市の執行機関の行政運営に直結する条項であります。</p> <p>行政運営上、あるいは各種条例等の制定・改定等において、基本条例に照らしたとき、<u>条文に改善点があるのか、このままでよいのか</u>、評価することは大変重要です。</p> <p>ぜひ<u>執行機関からの評価</u>を提言願います。</p> <p>達成状況の公表については、公表する文面に「第17条2項に基づき報告します」というような文章を記載し、常に基本条例を身近なものとして、市民に意識させることが必要と考えます。（これは全ての公表事項にも言えることです）</p>	<p>第3回討議会でも、「市としての意見を出すべき」とのご意見があり、今回は、条文ごとに「これまでの取組みやそれを踏まえた今後に向けての市としての考え方など」を記述しました。</p> <p>なお、条例が施行されて3年余りが経過しましたが、これまで十分な取組みがなされてきたとは言い難いというのが現状です。</p> <p>このため、市といたしましては、まず条例を踏まえた取組みをしっかりと行うことが重要であり、法令的に瑕疵がある部分や、考え方が明らかに現状にそぐわない部分などがなければ、今回は、あえて条文を改正する必要はないものと考えています。</p> <p>「達成状況の公表」につきましては、上記「市としての考え方等」に記述しましたように、平成24年4月の市長選挙における「公約」は、「第9次基本計画」及びそれに基づく「実施計画」に反映させ、他の「政策」「施策」「事業」と同様、第18条第3項の規定に基づき、年1回、「成果説明書」により公表していくこととなります。このほか、公約が具体的な事業等として実現した都度、「広報こもろ」や市公式ホームページ等により公表していきます。</p> <p>なお、公表に際しての根拠条文の記載につきましては、自治基本条例を身近に意識する一つの方法と考えられますので、実施する方向で庁内調整をしたいと思います。</p>	

<p><b>改正意見</b></p> <p>第1項について</p> <p>選挙時の公約は、市民に対しての約束です、その責任の重さを市長はしっかりと受け止めなければなりません。</p> <p>時には、その公約が実現困難な場合（市町村合併など）、全く逆な方向に進めなくてはならない事（市庁舎・病院問題など）もあります。</p> <p>公約であるからと全てを「総合計画」に反映させることには問題があります。市民の意向や社会情勢などを踏まえて「総合計画」に反映させることが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、選挙時の公約を市民の意向や社会情勢を踏まえて総合計画に反映させます。にしてはどうでしょうか。</li> </ul>	<p>「市長公約」は、そのすべてが、直ちに「総合計画」に反映されるわけではありません。</p> <p>ちなみに、昨年度策定した「第9次基本計画」では、それまでの総合計画の状況の振り返りを行い、それを踏まえて「運用目的」「策定方針」「策定プロセス」を決め、それらに従って、「職員意識調査」「職場ヒアリング」「市民意識調査」「各種団体との意見交換」を行い、その上で、「市の方向性」「政策」「施策」「事業」を順次立案し、「総合計画審議会」への諮問・答申を経て、市としての成案とし、それを議会へ提案して、最終的に議会での審議を経て議決をいただく、というプロセスをたどって初めて正式な「計画」となりました。</p> <p>ご意見の「市民の意向や社会情勢を踏まえる」ということは、上記の策定プロセスの中で、当然に行われることとなりますので、あえて文言の追加をする必要はないものと考えます。</p>	
<p><b>改正意見</b></p> <p>第2項について</p> <p>特に、公約が守れなかった場合（最近の市政の重要課題）の説明責任は重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上その達成状況を市民にわかりやすく公表し説明責任を果たします。にしてはどうか。</li> </ul>	<p>「達成状況を公表する」ということは、とりもなおさず「説明責任を果たす」ということですので、あえて文言の追加をする必要はないものと考えます。</p>	
<p><b>改正意見</b></p> <p>基本条例は小諸市の最高規範であるから、憲法の様なもの。そこに、市長選挙の公約を総合計画に反映という条項はそぐわない。市長の責務の部分に、「市長は公約実現に努める」と入れる方が妥当性はあるが、<u>選挙公約はあくまでも個人の選挙活動の一部であり、市の最高規範の条例で担保すべきことではない。</u></p> <p>市長が当選した後は、市のトップとして総合計画、実施計画を自ら立案する立場であり、条例で規定しなくても、公約を具体化する手段を持っている。ことさら条例で規定するのは、<u>安易で短絡的</u>である。</p> <p>むしろ選挙公約は（マニフェストも同様）得てして功利的、利益誘導的なばら撒き政策がありがち。逆に『公約を具現化するにあたっては、改めて市民、議会に十分な説明をし、理解を得る』という条文を入れ、必要性や緊急性について再確認を求めることが必要。</p> <p>○「公約を実現する責任がある」と逐条解説では説明しているが、実現しなかった時、あるいは逆効果だった時の責任はどうなるのか。市長の役職は重く、責任の取り方は重要である。公約は、特に市民の意見を二分する課題（これについて住民投票をしたと同じにとらえるのが通例）については、選挙結果を市民の意向として実現しなければならない（昨年の選挙の例）が、そういう見地から、基本条例に背くという議論が議会ですされたのか。そういうことが問題にされないなら、『公約実現』を条例で謳うのは無意味である。</p> <p>○したがって、<u>この条文を削除するか、前掲の『公約を・・・得る』に改めるべき。</u></p>	<p>（鍛冶先生からのコメントを以下に掲載します。）</p> <p>一度、市長に当選したら選挙中の公約、マニフェスト等の市民との約束は、私人の約束ではなく、公人として約束したとされ、公約の実現は、市長の政治的責任です。</p> <p>この市長の政治的責任を行政上の責任に移行させるのが本規定です。</p> <p>市長の政権綱領（基本的政策方針）と総合計画などの行政計画は、リンクさせて運用するのが、民主的な手続きと考えます。選挙公約を総合計画に反映させ、総合計画に反映すべきような政策を公約に掲げさせる、という基本条例の姿勢は、民主的に原理に則していると考えられます。</p> <p>自治基本条例で規定している内容の半分以上は、既に（地方自治法などの）法律等で規定されているものですので、「ことさら条例で規定」しなくても、同様の規律がある側面は多々あります。ただ、小諸市民が重要だと考える諸点については、基本条例で改めて記すという作業をしていると思います。</p> <p>本条文は、法律等では明確に要求している内容ではないので、小諸市独自の「自治の姿勢」と考えられます。多くの自治体では、必ずしも首長（市長、知事など）の任期と、総合計画などの行政計画の計画期間を同じにしていなかったため、行政責任者の政策と行政計画の齟齬が生じている例も多いのですが、小諸市ではそれを避けるため、市長の任期と総合計画の期間を符合させているので、本条文のような取組みができると思います。基本条例が制定される以前に、市長候補者が公約の作成にあたって執行機関が情</p>	

<p><b>改正意見</b></p> <p>第2項に関して、第1項に記したとおり、選挙公約は、個人の活動であり、市の行政の仕事としてフォローすべき事ではない。公約に関する報告や評価は、個人または政治団体がやるべき事である。第17条は削除するほうが良い。</p>	<p>報提供等で協力することを謳った要綱が制定されて、おりこうした経緯を踏まえた規定だと考えられます。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	--

(総合計画)

第18条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。

3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>平成21～24年度を計画年度とする「第8次基本計画」を平成20年度に、平成25～28年度を計画年度とする「第9次基本計画」を平成24年度にそれぞれ策定し、「取組事例等」のとおり取り組んできています。</p> <p>なお、平成24年12月定例会市議会では、「総合計画の策定、変更、廃止」が議決事項として定められ、「総合計画の策定等」にあたっては、必ず市民の代表である議会の審議・議決を経なければならないことが制度化されました。</p> <p>「総合計画」は、これまでは、ともすれば形骸化しがちな傾向がありましたが、平成24年度に策定し、本年4月から運用が始まっている「第9次基本計画」につきましては、そうした反省をもとに、「まず『計画』があり～その財政的な裏付けとして『予算』があり～それらに基づいて事業等が『実施』され～実施後は、必ず『評価』が行われ～それを踏まえて、次に向けた『改善』が行われていく」ということを一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用する「行政マネジメントシステム」を構築しながら、確実な運用を図っていきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p><b>改正意見</b></p> <p>第18条の「取組み事例」で総合計画が形骸化しているのを改善するための取組みが行われたことは評価する。</p> <p>評価基準を経済性・効率性・有効性に変えると同時に、事業の目的を今日的意義の面から評価する事が必要。第18条第4項または第20条で規定するのがいい。</p>	<p>「評価の基準を、進行状況の評価から、経済性・効率性・有効性の評価に変えること」と同時に、ご意見のとおり「事業の目的を今日的意義から評価すること」が必要であると考えています。</p> <p>ひとたび事業等の実施を決めると、諸情勢の変化等によってその意義が失われても、実施そのものが目的化してしまうということが、往々にして起こりがちでした。</p> <p>このため、「第9次基本計画」の運用プロセスでの「評価」の段階では、「何を、どのくらいやったのか」という、いわゆる「投入」の側面だけではなく、「そもそもその事業は何のためにやるのか、それをやることによってどういうことをめざすのか、や</p>	

	<p>った結果どうだったのか、やった結果を踏まえて今後どうするか」といった観点から評価を行う仕組みに変更しました。</p> <p>9月定例市議会におきましても、そのような観点から決算の審議が行われ、そうした取組みの結果として、施策や事業等がより良いものにブラッシュアップされていく、ということを期待しているところです。</p> <p>なお、これらは「運用」の中で取り組んでいくべきことであり、あえて「自治基本条例」の中に規定する必要はないものと考えます。</p>	
<p>第2項について</p> <p>総合計画に市民の意見を反映させることは大切なことです。総合計画は年度が明確になっていることから、作成のスケジュールや民意の反映の方法については、あらかじめ明確にすることは可能と考えます。その都度考えるよりも、4項の見直しも含めて、手順についてマニュアル化しておいてはどうかと考えます。</p>	<p>「総合計画」は、その「策定目的」や「運用目的」、また、「情報の範囲」から、いくつかのタイプに分けることができます。</p> <p>「第9次基本計画」では、それまでの反省を踏まえて、「策定目的」＝行政の情報体系を構築すること、「運用目的」＝行政のマネジメントのための計画とすること、「情報の範囲」＝行政の情報を掲載すること、に割り切って策定をいたしました。このため、市民参加も限定的なものでした。</p> <p>しかし、次の「第5次基本構想」は、「地域経営のための計画」とする予定であり、より広範な市民参加を得て、通常より前倒しして策定したいと考えています。</p> <p>それにあたっての手順等についても、現在検討中であり、少なくとも現時点ではマニュアル化できる状況にありません。</p>	
<p>第3項について</p> <p>進捗状況等の公表については重視する必要があります。予算の段階での「実施計画兼事業説明書」、決算の段階での「成果説明書」については、公表するのみでなく、市民用に編集した冊子にして、希望者・役職者などに配布してはどうか。</p> <p>第20条では市民参加による行政評価が謳われており、そのためには的確な情報提供による人材育成が不可欠と考えます。</p>	<p>「第9次基本計画」における「成果説明書」の作成・公表は、平成25年度決算からとなります。</p> <p>その公表方法につきましては、第18条第2項の財政に関する情報の公表とも関連しますが、できるだけ分かりやすくする等の工夫をしていきたいと考えています。</p>	

（財政運営）

第19条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「第8次基本計画」の計画期間においても、「総合計画に基づく予算の編成・執行」を担保するための仕組みとして、予算編成の前には、「総合計画」に基づく「個別事業実施計画」を策定し、政策会議メンバーによるヒアリングを行うことなどがありました。</p> <p>第18条（総合計画）でも記述しましたが、「第9次基本計画」においては、それをより確実に行うため、「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用する「行政マネジメントシステム」を構築しながら、確実な運用を図っていきます。</p>		

<p>「財政に関する情報の提供」については、様々な方法により行っていますが、「分かりやすさ」という点では、さらなる工夫等が必要であると認識しています。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
<p>討 議 員 か ら の ご 意 見</p>	<p>参 考</p>	<p>第3回市民討議会での討議内容</p>
<p><b>改正意見</b></p> <p>1. 「・・・、予算及び決算その他市の財政に関する情報を・・・」のところを、「・・・、予算及び決算その他市の財政に関する<b>長期財政試算等</b>の情報を・・・」と長期財政試算等を加筆してはどうか。</p> <p>2. 理由として、現状の財政運営が将来にわたる財政運営の視点から、それがどうであるかを市民が確認や検証がしやすいことにつながる。</p> <p>3. また、財政運営の状態を表す重要な位置付けにある点から。</p>	<p>「市の財政に関する情報」には、「取組事例等」に記述しましたとおり、様々なものがあります。</p> <p>これらの中で、「①財政状況の公表」と「②健全化判断比率4指標及び公営企業資金不足比率の公表」は法律に基づくものであるのに対し、「④長期財政試算の公表」は小諸市独自の取組みであり、「長期財政試算」という名称も一般的なものでもありません。</p> <p>ご意見のように、「現状の財政運営が将来にわたる財政運営の視点から、それがどうであるかを市民が確認や検証がしやすいことにつながる」ということはそのとおりであると思いますが、あえて「自治基本条例」の中に規定しなくてもよいのではないかと考えます。</p>	
<p><b>改正意見</b></p> <p>「最小の経費で最大の効果」は言葉の響きはいいが、経費節減だけに目が行って、必要な質の確保が十分できないとか、本来の目的に合うものでない等、支障が起こることも。そういう面での配慮を（「事業の質を保証し」とか）言葉で入れる方がいい。</p>	<p>第19条第1項では、「最少の経費で最大の効果をあげる」前提として、「総合計画に基づく予算の編成及び執行を行う」ことを規定しています。</p> <p>「第9次基本計画」では、第18条の「市としての考え方等」に記述しましたとおり、「予算偏重」「予算優位」ではなく、「まず『計画』があり、その財政的な裏付けとして『予算』がある」という関係を明確にしました。</p> <p>「最小の経費で最大の効果」という文言だけをとらえると、ご意見のような感想を抱かれるかもしれませんが、その前提には「総合計画」がありますので、「最大の効果」ということについて、質の確保や合目的性などの面も含めてご理解をいただければと思います。</p>	
<p><b>改正意見</b></p> <p>第1項について</p> <p>今後は地方分権が進むにつれて、自治体の独立性が一層求められると考えます。</p> <p>財政運営面においては、お金（予算）をどのように使うのかの前に、自治体の努力で自主財源を安定的にどう確保するのが強く求められます。</p> <p>・市長は、総合計画に基づき財源確保に最善を尽くし、予算の編成・・・のようにはどうか。</p>	<p>「自治体の独立性」や「安定的な自主財源の確保」については、ご意見のとおりだと認識しています。</p> <p>確かに、「財源」が確保されなければ、事業の執行はできませんが、そうしたことも含めて「健全な財政運営」という表現になっているのであり、あえて文言の追加をする必要はないものと考えます。</p>	

<p>第2項について</p> <p>18条（総合計画）3項との関係もあり、その整合性を図りながら、特に重要事項については、きめ細かな情報提供をして欲しいと思います。</p> <p>例えば、現在進めている市庁舎と厚生病院の再構築問題では、市民世論が大きく分かれ、市長は公約を100%覆しました。特に財政面での心配をする市民は多数いると考えます。それだけに、現在進められている計画については、進捗状況や現状で分かる限りの財政的な現状と見通しについて公表する必要があるのではないか。</p>	<p>第22条（情報公開及び説明責任）の「市としての考え方等」にも記述しましたが、「情報の提供」については、財政に関する情報ばかりでなく、様々な手段や媒体を通じて行ってはいるものの、まだまだ取組みは十分ではないと認識しています。</p> <p>「市政に関する情報は、市民との共有財産である」ことを常に意識し、情報の「送り手側（市）」の都合ではなく、「受け手側（市民）」の立場に立った「情報提供」に努めていきます。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

（行政評価）

第20条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>小諸市では、かつて「事務事業評価」に取り組んだことがありましたが、指標の選定等の問題があり、仕組みとして定着するには至りませんでした。また、平成22年と平成23年には、「事業仕分け」を実施しましたが、その後は実施していません。</p> <p>このように、小諸市においては、「行政評価」の仕組み・手法が確立しておらず、試行錯誤を繰り返してきたというのが実態です。</p> <p>平成25年度以降につきましては、第18条（総合計画）及び第19条（財政運営）でも記述したとおり、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組み、引き続き市民参加の手法について検討していきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>第9次基本計画の策定により、事業と予算が連動し、評価しやすくなった点は、大きな前進だと思う。</p> <p>市民参加による行政評価の実施ということ言えば、毎年市民アンケートが実施されていく計画なので、今後は一定の評価が示されていくと思う。</p> <p>その点では、アンケートの取り方、内容が問われるだろう。</p> <p>その結果については、広報やホームページでこれまでどおり公表されるものと思っている。</p>	<p>「市民アンケート」の結果につきましては、ご意見のとおり、広報こもろや市公式ホームページで公表していきます。</p> <p>第18条（総合計画）の「取組事例等」にも記述しましたが、「第9次基本計画」においては、決算の段階で「成果説明書」を作成することとしています。この「成果説明書」は、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価やそれを踏まえた今後の取組みについて作成し、「夏季政策戦略立案会議」（サマーレビュー）において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定します。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告し、承認を得ます。(3)その後、決算の審議に付すため、9月定例市議会へ提出します。</p> <p>このプロセスが「行政評価」となりますが、市民参加の手法については、引き続き検討していきます。</p>	

<p>○行政評価は「事業仕分け」のように特定の事業をやり玉に挙げて叩くのではなく、一定の時期に事業の現況と目的性、効果、効率など、PDCA的に中間評価も含めて行うほうがいい。そのための仕組みを作るべき。</p> <p>○こういう評価をいきなり市民参加でやるのは大変。専門家のアドバイスを得て行う評価組織が必要か。</p>	<p>「行政評価」の手法として、今後、単独としてのいわゆる「事業仕分け」を実施することは考えていません。</p> <p>「市としての考え方等」に記述しましたとおり、平成25年度以降につきましては、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、決算の段階で作成することとしている「成果説明書」について、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価やそれを踏まえた今後の取組みについて作成し、「夏季政策戦略立案会議」(サマーレビュー)において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定します。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告し、承認を得ます。(3)その後、決算の審議に付するため、9月定例市議会へ提出します。</p> <p>このプロセスが「行政評価」となりますが、市民参加の手法については、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、これらの取組みにつきましては、「公益財団法人 日本生産性本部」の支援を得て行っています。</p>	
<p>「その結果を市民に～施策等に反映します。」</p> <p>公表から施策に反映するプロセスや実績をもう少し見えるようにしてほしい。</p>	<p>「第9次基本計画」の運用が平成25年度から始まりました。この運用のプロセスの中で、ご意見のような「見える化」が図られるものと考えています。</p>	
<p>市民参加による行政評価の実施については、条例制定以前からその必要性を訴えてきました。今まで実現できなかった理由は、行政評価が出来る人、関心を持った人など人材育成(発掘)の努力をしてこなかったことが大きいのではないかと。</p> <p>その試みはされつつありますが、行政評価実施のための要綱作成に当っては、人材育成(発掘)について重視してほしい。</p>	<p>「行政評価」の手法として、今後、単独としてのいわゆる「事業仕分け」を実施することは考えていません。</p> <p>「市としての考え方等」に記述しましたとおり、平成25年度以降につきましては、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、決算の段階で作成することとしている「成果説明書」について、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価やそれを踏まえた今後の取組みについて作成し、「夏季政策戦略立案会議」(サマーレビュー)において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定します。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告し、承認を得ます。(3)その後、決算の審議に付するため、9月定例市議会へ提出します。</p> <p>このプロセスが「行政評価」となりますが、市民参加の手法については、引き続き検討していきます。</p>	

<p><b>改正意見</b></p> <p>「・・・市民参加による行政評価・・・」について、標準化歯止めを図るため、「年1回以上実施」という文言を追加する。</p> <p>市民に開かれた、親しみのある行政運営という点から、行政評価時期を条文の中に明示し、定例化する必要がある。</p>	<p>「行政評価」の手法として、今後、単独としてのいわゆる「事業仕分け」を実施することは考えていません。</p> <p>「市としての考え方等」に記述しましたとおり、平成25年度以降につきましては、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、決算の段階で作成することとしている「成果説明書」について、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価やそれを踏まえた今後の取組みについて作成し、「夏季政策戦略立案会議」(サマーレビュー)において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定します。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告し、承認を得ます。(3)その後、決算の審議に付するため、9月定例市議会へ提出します。</p> <p>このプロセスが「行政評価」となりますが、市民参加の手法については、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、上記の一連の取組みは、必ず毎年行われますので、あえて文言の追加をする必要はないものと考えます。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(附属機関等)

第21条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「委員の公募」については、「取組事例等」に記載のとおり、審議会などの附属機関やその他の懇話会などを組織する場合、原則として、市民からの公募による委員を加えることとしました。</p> <p>「多様な人材の登用」「開催方法等の配慮」「会議の公開」については、まだまだ取組みが不十分であり、女性の参画率を向上させる、委員が固定化しないよう「多様な」人材を登用する、会議の開催時間等を工夫する、会議の開催について周知し、傍聴者を増やす等々の課題に、今後取り組んでいきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>市の執行機関の附属機関等の委員が公募されたり、委員会等が開かれたりしている事を知ることが少ない。執行機関の役割とともに周知していく事ができないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおりであり、改善する必要があります。</p> <p>具体的には、第28条(参加と協働の推進)の「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備」を行う際に検討したいと考えています。</p>	

<p>条文で、会議の公開を謳っているにもかかわらず、公に知らされていないのは問題だと思う。何らかの手だてを講じ周知すべきだし、またそうすることによって、市政への関心も長い目で見て高まるものとする。</p> <p>市のホームページに、会議の予定の枠を設け、何時でも見られるようにするのも、一つの方法だと思う。</p>	<p>ご意見のとおりであり、改善する必要があります。 具体的には、第28条(参加と協働の推進)の「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備」を行う際に検討したいと考えています。</p>	
<p>文言については特に言うことはない。それぞれの附属機関によって、目的や内容が異なることから、構成内容についてはそれぞれの附属機関ごとに要綱などによって規定されているので、附属機関ごとに改善する必要があるのか見直してはどうか。</p> <p>公募委員については、応募者が少ないと聞いている。実態はどうか。公募枠が少ない(1名~2名)ことから公募しにくいという面はないのかなど、公募し易い環境づくりについて検討して欲しい。</p> <p>構成内容については、女性の率も重要であるが、附属機関によっては年齢構成についても見直す必要がないのか検討して欲しい。</p>	<p>附属機関ごとに見直す必要があるかどうかを含めて、第28条(参加と協働の推進)の「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備」を行う際に検討したいと考えています。</p>	
<p>逐条解説について</p> <p>2項では、.....留意し、中立な立場で多様な人材の登用..... となっているが、中立とは「どちらにもかたよらず中正なこと」と解するが、前提に意見の違いや争いごとがあった場合に使われる傾向にあるのでは。</p> <p>公正は「公平で正しいこと」と解され、中立より平易ではないか。</p>	<p>検討させていただきます。</p>	
<p><b>改正意見</b></p> <p>○会議開催を告知することは絶対必要。第4項に開催日通知を明記する。</p>	<p>ご意見のとおり、会議の開催を告知する必要があります。 なお、その規定の仕方については、「自治基本条例」を改正するのではなく、第28条(参加と協働の推進)の「逐条解説」にある「市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備」を行う際に検討したいと考えています。</p>	

(情報公開及び説明責任)

第22条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「情報の提供」については、「取組事例等」に記載のとおり、様々な手段・媒体を通じて行っていますが、「情報そのものの分かりやすさ」とか「必要な情報を入手する上での容易さ・簡便さ」といった面では、まだまだ取組みが不十分です。</p> <p>「市政に関する情報は、市民との共有財産である」ことを常に意識し、情報の「送り手側(市)」の都合ではなく、「受け手側(市民)」の立場に立った「情報提供」に努めていきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>本条例制定当時の小諸市政では、重要課題の多くが一方的に示され、時には議会の意向も無視されることがあったことから、この条項については非常に重要な条項として位置づけられたと受け止めている。</p> <p>特に大切なことは、施策の企画、立案の段階において適切な情報公開及情報提供を行い、市民に分かりやすく説明し、説明責任を果たすことが謳われていることです。</p> <p>報告会や説明会を開いたことで説明責任の隠れ蓑になっていないか、時期や内容が適切であったのかどうかなど、過ぎてしまった事とせず、過去の事例に学び、今後活かすことを忘れないで欲しい。</p> <p>市長の政治姿勢の基本として肝に銘じて市政に臨んでほしい。（議会も同じ）</p>	<p>大変貴重で、重要なご意見であり、真摯に受け止めさせていただきます。</p> <p>自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきます。</p>	
<p>○記者会見を一般にも公開するという形ではなく、報道関係者に限らない定例会見を開くという形もある。</p>	<p>どちらの方法によっても、「記者」も「記者以外の人」も会見に出席できるわけですが、「誰に向かって会見を開くのか」という「市の姿勢」に対するご意見であると受け止めました。</p> <p>今後、検討させていただきます。</p>	

（応答責任）

第23条 市議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>市民からの意見、要望、苦情等に対して、速やかに事実関係を調査し、応答することを担保するための、ルールや仕組みが必要であり、今後検討していきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>市民からの意見、要望に対する応答はどのようにやっているのか、現状を知りたい。</p>	<p>市民からの意見、要望に対しては、「まず担当部署において、状況等を調査・把握した上で、必要に応じて関係部署とも協議しながら対応策を検討し、それを踏まえて、必要に応じて政策会議等でも協議し、最終的には理事者が決裁した上で回答する」というのが基本的な流れですが、その案件や担当する部署等によって対応は異なっています。</p> <p>このため、「市としての考え方等」に記述しましたように、組織としての基本的なルールや仕組みが必要であり、今後検討していきます。</p>	

（個人情報保護）

第24条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないように、適正に個人情報を取り扱います。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>ひとたびネット上に情報が流出すると、それを回収することは、もはや不可能です。便利になった反面、危険性も増しており、「紙」による情報流出ばかりでなく、「情報システム」からの情報流出に留意する必要があります。</p> <p>個人情報の保護については、「個人情報保護条例」のほか、「情報セキュリティポリシー」などの厳格な運用を通じ、引き続き適正な管理に努めていきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>○「区」に対して、個人情報をどの程度提供するか。区民の氏名、住所、生年月日、世帯主との続柄など、最低の情報を把握しないと、区の活動が十分でなくなる。情報提供と管理のシステムをつくる必要がある。</p>	<p>「小諸市個人情報保護条例」では、その第9条で、(1)本人の同意を得てあるとき、(2)法令の定めがあるとき、(3)個人の生命、身体、財産等を保護するため緊急かつやむを得ない理由があるとき、など一定の場合を除き、個人情報の目的外利用や外部提供をしてはならないことを規定しています。この規定は、「区」も例外ではありません。</p> <p>例えば、緊急の場合に備えて独り暮らしの高齢者の連絡先などを地域で共有することは、災害時に迅速な支援を行うために効果的であり、ご意見の趣旨は良く理解できますが、現状では、市が保有する「区民」の個人情報を「区」へ提供することはできないことになっています。(ただし、小諸市では、災害時要援護者支援制度の中で、地域支援者（自治体や地域で活動する人）に限り、要援護者に係る台帳を閲覧、提供できるとしていますが、地域支援者は守秘義務が課せられています。)</p> <p>個人情報の取扱いについては、区長会総会の折に、各区へ資料提供していますが、現行法制度の中で、どういう対応ができるのか、よく研究・検討したいと考えています。</p>	

（公聴手続）

第25条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。

2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「公聴手続」について、「パブリックコメント」の制度が想定されています。</p> <p>「取組事例等」に記載のとおり、現にパブリックコメントの募集をしている例はありますが、制度として確立しているわけではありません。</p> <p>このため、「逐条解説」にもあるとおり、今後、例規等を整備し、制度を確立していきます。</p> <p>条文についての改正意見はありません。</p>		

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>パブリックコメント制度として実施されているが、提出者が少なく、ないこともあるようだが、その理由などどのように考えているのか。</p>	<p>小諸市では、「パブリックコメント」は制度として実施しているわけではありません。このため、「市としての考え方等」に記述しましたように、今後、例規等を整備し、制度を確立していきます。</p> <p>提出者が少ないことにつきましては、分析を行ったことはありませんが、制度の説明や周知が十分ではない、市民に関心がない、その案件に特に問題がない等々が、可能性としては考えられるかと思えます。</p>	
<p>公聴手続については、問題があったと言わざるを得ない。</p> <p>自治基本条例施行後の3年間は、小諸市の将来を決める重要施策で揺れた期間であったにもかかわらず、市民説明が不足し、不満の声が常に出ていた状況であった。</p> <p>行政側に市民の意見を聴こうとする姿勢が重要局面で見られず、行政に携わる人々の意識改革が求められる。</p>	<p>ご意見を真摯に受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をしていきます。</p>	

（行政手続）

第26条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保します。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「小諸市行政手続条例」により、小諸市の処分、行政指導及び届出に関する手続きについて、共通する事項や基準を定めており、基準については、毎年見直しを行っています。</p> <p>条文についての改正意見はなく、この規定のとおり、今後も取り組んでいきます。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
(なし)		

（他の自治体との連携）

第27条 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化、市民サービスの向上等をめざし、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。

市としての考え方等	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>小諸市単独で取り組むよりも、他の自治体と連携して取り組んだ方が、効果的・効率的であり、市民サービスの向上が期待される等の分野について、「取組事例等」のような様々な連携を行っています。</p> <p>条文についての改正意見はなく、この規定のとおり、今後も取り組んでいきます。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
(なし)		